

## 令和3年8月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月26日(木) 午後2時30分

2. 開催場所 坂井市多目的研修集会施設3階 大ホール

3. 出席委員 14名(番号は議席番号)

1番 (欠席)	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 (欠席)	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 (欠席)
13番 田中 正信	14番 (欠席)	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 5名

1番 大川 勝利	4番 田中 勇樹	6番 林 亮介
12番 木村 強	14番 本田 雄揮	

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

坪田 浩司

6. 提出議案

議案第25号 農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第28号 現況証明願について

議案第29号 農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農地中間管理事業に係る農用地利用再配分計画(案)に対する意見審議について

議案第31号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更(案)に係る意見審議について

報告第7号 農地法第4条の届出の報告について

7. 議事録署名人

3番 清兼委員

5番 南出委員

事務局長	<p>令和3年8月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は14名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に3番清兼委員、5番南出委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第25号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt; では、議案第25号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」説明させていただきます。整理番号3番、出願人は春江町針原〇〇さん。申請地は、春江町西太郎丸、3,650㎡。出願人が最高価格買受申出人となった場合、農地法第3条の規定による許可基準をえられるかお諮りします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第25号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第25号「農地の競売参加に係る買受適格証明願いの意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説明&gt; それでは、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。</p> <p>整理番号16番。申請地は春江町西太郎丸、田、3,650㎡です。競売による所有権移転の案件で、譲受予定人は春江町針原〇〇さんです。許可後の経営面積は175aです。</p> <p>以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p>
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p>

議 長

次に、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。

まず、整理番号 31 番。住宅建築を目的として所有権移転する案件です。譲渡人は福井市高木中央 ○○さん。譲受人は丸岡町今福 ○○さんです。場所は丸岡町城北四丁目、326 m<sup>2</sup>のうち 150.98 m<sup>2</sup>です。

続いて、整理番号 32 番。賃借権設定の案件です。借人は福井市豊島一丁目○○さん。貸人は愛知県小牧市城山 5 丁目 ○○さんほか 1 名です。砂利採取を目的とした一時転用でに伴う工事用地として一時転用するもので、場所は丸岡町為安、田、合計 8,741 m<sup>2</sup>です。

続いて、整理番号 33 番。使用貸借権設定の案件です。借人は春江町東太郎丸 ○○さん。貸人は坂井町大味 ○○さんです。場所は坂井町大味、田、459 m<sup>2</sup>です。

整理番号 34 番。砂利採取に伴う一時転用で賃借権の設定の案件です。借人は福井市中藤新保町 ○○さん。貸人は丸岡町上久米田 ○○さんほか 6 名です。場所は丸岡町上久米田、田、合計 5,938 m<sup>2</sup>です。

整理番号 35 番。駐車場建設を目的とした賃借権設定の案件です。借人は坂井市坂井町下新庄 坂井市長。貸人は坂井町東 ○○さんほか 2 名です。

整理番号 36 番。所有権移転の案件です。譲受人は福井市日之出二丁目井上商事さん。譲渡人は横浜市中区 ○○さんです。場所は丸岡町舟寄 1,062.55 m<sup>2</sup>で、既存駐車場が手狭になったため新たに駐車場を設けるものです。

整理番号 37 番。所有権移転の案件です。譲受人は福井市日光二丁目 木下工業(株)さん。譲渡人は福井市大手三丁目 福井県知事です。申請地は坂井町東長田、田、28,661 m<sup>2</sup>です。工場及び事務所を建設するための事業用地として整備するもので、建築面積は 13,295.22 m<sup>2</sup>です。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。整理番号 31 番、36 番を 6 番 林委員欠席のため、事務局報告願います。

事務局

では 6 番、林亮介委員欠席のためご意見を預かっておりますので、事務局より説明いたします。

整理番号 31 番。申請人である○○氏が住宅を建築するために転用したもので、申請地は坂井市役所丸岡支所より北東に約 1.2 km にある都市計画法の用途地域内の農地であり、西側は市道、他三方は農地となっております。

隣地との境界には擁壁を設けて、雨水排水は西側の市道の側溝に流入させるとのことです。始末書の提出もあることからやむを得ないものであると考えますとのことです。

整理番号 36 番。申請人である井上商事(株)が駐車場を増設するために転用するもので、申請地は坂井市役所より南東に約 1.8 km にある農地であり、北側、東側は現在整備中の県道、南側は県道、西側は宅地となっております。

雨水排水は西側の側溝に流入させるとのことです。県道を整備による残農地であり、周辺営農にも影響がないことからやむを得ないもの

であると考えますとのことです。

以上ご審議お願いします。

議 長  
南出委員

続いて、整理番号 32 番、34 番を、5 番南出委員、お願いします。  
5 番 南出です。

整理番号 32 番。場所は丸岡町為安地係にある田 3 筆を砂利採取のため 1 年間の転用を行うものです。

申請地は鳴鹿小学校より南西へ約 300mにある農地であり、東側は田、西側は用水路および農道、北側は用水路、南側は排水路です。

排水については、南側に沈砂池を設置し、南側の排水路へ流入する予定です。進入路は南側の市道を利用し、用水をまたぐことから鉄板を敷き、出入りを行うとのことです。隣接する農地との間には保安距離を設け、周囲に安全柵を設置すること、土地所有者ならびに地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えます。

整理番号 34 番。申請地は県立グリーンセンターより北東へ約 800mにある農地で、周囲は田、県道、宅地などです。

排水については、沈殿池および集水柵を設置し、県道の排水路へ流入する予定です。進入路は鉄板を敷き、出入りを行うとのことです。

隣接する農地との間には保安距離を設け、土地所有者ならびに地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えます。以上ご審議願います。

議 長  
事務局

続いて、整理番号 33 番を 4 番 田中委員ですが欠席のため、事務局の説明をお願いします。

それでは田中委員よりご意見を預かっておりますのでご報告します。

整理番号33番、申請人である〇〇氏が住宅を建築するために転用するもので、申請地は坂井市役所より北西に約 2.9 kmにある農地であり、北側、西側は農道、東側は用悪水路、南側は宅地となっております。

隣接農地はなく、何ら問題ないと思います。

続いて、整理番号 35 番、37 番を 2 番末廣委員お願いします。

議 長  
末廣委員

2 番 末廣です。整理番号 35 番は坂井市が賃借権を設定し現況畑を駐車場にするものです。排水計画は北側、L型擁壁沿いにU字溝を設け、申請地駐車場の半分は勾配によって西側に排水を落とす計画です。隣接農地の所有者は、駐車場の立地所有者の一人であります。

次に整理番号 37 番は木下工業が買い取り工場と事務所を建設するもので、建築面積は 13,295.22 m<sup>2</sup>です。雨水は過去データの最大値を賄う貯水池を設けていること、地元の意見も聞き、土地改良の同意も得ていることから、なんら問題ないと思われれます。ご審議お願いします。

議 長  
事務局

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 31 番を 14 番本田委員欠席のため、事務局お願いします。

では本田委員からご意見を預かっておりますので、事務局より説明します。

整理番号31番。申請地は北側、東側、南側が農地、西側が市道の農地で、住宅建築のための申請となっております。

隣接農地との間には擁壁を設け、雨水排水等は西側の側溝に流すとのこ

	とで、始末書の提出もあることから何ら問題ないと思いますとのことです。
議 長	次に、整理番号 32 番、34 番を 1 番大川委員欠席のため、事務局お願いします。
事務局	1 番、大川勝利委員欠席のため整理番号 32 番につきまして、事務局より説明いたします。 申請者である〇〇が砂利採取のために一年間の一時転用をするための申請となっております。隣接農地との間には適切な保安距離を設け、排水は南側の排水路に流入させるとのことから何ら問題ないと思いますとのことです。
	つぎに整理番号 34 番については、申請者である〇〇が砂利採取のために一年間の一時転用をするための申請となっております。隣接農地との間には適切な保安距離を設け、排水は県道側の排水路に流入させるとのことから何ら問題ないと思いますとのことです。
議 長	次に、整理番号 33 番、35 番を 8 番伊藤委員お願いします。
伊藤委員	8 番伊藤です。整理番号 33 番について、大味の件は東側が農地と隣接していますが、東側農地へは問題ないと思われ 整理番号 35 番は、コミュニティセンター駐車場を建設するもので、北側が水田と接していますが、排水路を設け、水田には排出しないので、問題ないと思われ
議 長	次に整理番号 36 番を 19 番、森が報告します。現地確認の委員の報告のとおりで、東側は排水路、北側には兵庫川、南側には県道に沿った用地です。周辺の影響もないことから駐車場にすることは致しかたないと思われ
	次に整理番号 37 番を 4 番田中委員ですが、欠席のため事務局の報告を求め
事務局	4 番田中勇樹委員欠席のため事務局から説明します。申請地は坂井市役所より南西に 2 km にある農地であり、北側、南側は用悪水路、東側は用悪水路および県道、西側は農道となっております。 隣接農地はなく、何ら問題ないと思いますとのことです。
議 長	それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	他に、ご意見はありませんか。 それでは、お諮りします。 議案第 27 号は、許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声

議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め、意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 28 号「現況証明願について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>&lt;説 明&gt; 議案第 28 号「現況証明願について」説明します。</p> <p>整理番号 11 番、出願人は三国町滝谷一丁目 ○○さん。土地は三国町滝谷一丁目、236 m<sup>2</sup>です。経緯として昭和 56 年頃に住宅を建築し以後宅地として一体的に利用し、現在に至るものです。</p> <p>以上、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて、この案件について現地確認の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 11 番を田中委員欠席のため、事務局の報告をお願いします。</p> <p>事務局です。整理番号 11 番、昭和 56 年頃に住宅を建築して以降宅地として一体利用しているとのことで現地を確認したところ住宅が建っており、住宅の周辺には塀に囲まれていることから非農地と確認しましたとのことです。</p>
議 長	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p>
事務局	<p>整理番号 11 番を 6 番林委員欠席のため事務局説明を願います。</p> <p>では林委員から意見を預かっておりますので、報告します。現地は住宅地であり周囲は塀に囲まれており、現状からやむを得ない状況であると考えますとのことです。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議案第 28 号「現況証明願について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>&lt;各委員&gt; 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 28 号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 29 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 30 号「農地中間管理事業に係る農用地利用再配分計画（案）について」の 2 議案は関連がありますので一括議題といたします。農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>&lt;説 明&gt; では、議案第 29 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 30 号「農地中間管理事業に係る農用地利用再配分計画（案）について」をご説明させていただきます。</p> <p>利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は 15 名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は 71 名となっております。次に、その利用権設定面積は、田、新規 174 筆、324,636 m<sup>2</sup>。畑、新規 31 筆 47,708 m<sup>2</sup>です。更新は田 24 筆、13,763 m<sup>2</sup>。畑 2 筆、5,391 m<sup>2</sup>です。田畑新規更新合わせて 231 筆 391,498 m<sup>2</sup>です。</p> <p>使用貸借権は田が 8 筆 34,438 m<sup>2</sup>。畑が 1 筆 133 m<sup>2</sup>。合計 9 筆、34,571 m<sup>2</sup>です。所有権移転の案件は今回、ございません。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p>

委員  
議長

議案第 29 号、議案第 30 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

<各委員> 異議なしの声

ご異議がないと認めます。

議長

議案第 29 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 30 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説明> では、議案第 31 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」説明します。

<説明> それでは、議案第 31 号につきましては、別冊資料「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）について」をご覧ください。今回、農業振興地域整備計画の変更は三国・丸岡・春江・坂井の 4 地区とも出ております。

まず、三国地区から説明させていただきます。

図面番号①番、場所は下野、田、234 m<sup>2</sup>です。目的は鉄塔跡地を隣接田と一体的に利用するための編入です。土地所有者は三国町下野〇〇さん他 1 名、事業者は福井市日之出一丁目 北陸電力送配電(株)でございます。

次に丸岡地区は 4 件です。図面番号①番、場所は北横地 68 字 16 ほか 1 筆、田、合計 548.66 m<sup>2</sup>です。目的は鉄塔 1 基を建設する計画をしています。土地所有者は丸岡町北横地 〇〇さん他 1 名、事業者は福井市日之出一丁目 北陸電力送配電(株)でございます。

図面番号②番、場所は丸岡町八ツ口、合計 492 m<sup>2</sup>です。鉄塔 1 基を建設する目的で、土地所有者は丸岡町八ツ口 〇〇さん、事業者は福井市日之出一丁目、北陸電力送配電（株）です。

続いて、図面番号③番、場所は八ヶ郷、田、464.82 m<sup>2</sup>です。土地所有者は丸岡町畑中 〇〇さん、事業者は福井市船橋黒竜 1 丁目〇〇さんです。こちらは住宅の建設を希望するものです。

続いて、図面番号④番、場所は新聞ほか 3 筆、田、8,343.48 m<sup>2</sup>です。土地所有者は丸岡町新聞 〇〇さんほか 1 名、事業者は（株）オーカワパンさんです。現在の工場が手狭になり、工場の移転用地とするものです。

次に、春江地区は除外 2 件です。図面番号①番、場所は正蓮花、田、合計面積 72.58 m<sup>2</sup>です。土地所有者は春江町正蓮花 〇〇さん、事業者は金沢市西都一丁目（株）NTTドコモ北陸支社さんです。こちらは携帯電話基地局の設置をするものです。

続いて、図面番号②番、場所は沖布目、田、3,486 m<sup>2</sup>です。駐車場及び資材置き場を建設する計画をしています。土地所有者は福井市松本 1 丁目〇〇さん、事業者は野原商事です。

最後に坂井地区です。図面番号①番、場所は清永、田、310.39 m<sup>2</sup>です。住宅を建設する計画をしています。土地所有者は坂井町清永 〇〇さん、事業者は坂井町清永 〇〇さんです。

以上でございます。

この件について、ご意見ございませんか。

議 長

異議がないと認めます。

議案第 31 号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（案）に係る意見審議について」は原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、報告第 7 号「農地法第 4 条の届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 7 号「農地法第 4 条の届出の報告について」、説明します。

受付番号 38 番。届出者は坂井町蔵垣内 ○○さん。届出地は坂井町蔵垣内、畑、合計 306 m<sup>2</sup>のうち 84.82 m<sup>2</sup>です。農作業所を移転建築するものです。

続いて受付番号 39 番届出者は三国町池見 ○○さん。届出地は三国町池見、畑、524 m<sup>2</sup>のうち 29.1 m<sup>2</sup>です。農作業小屋をたてるもので、建築面積 13.2 m<sup>2</sup>です。

議 長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。